第１回インターネット上の人権侵害等の防止に関する有識者会議　議事概要

１　日　時　　令和６年７月 30 日（火）10 時～12 時
２　場　所　　兵庫県庁３号館　労働委員会調整室
３　出席者　　委　　員：尾﨑幸弘 委員、木下昌彦 委員、木村玲欧 委員、
　　中井伊都子 委員
　　ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ：山添慎一郎 弁護士
　　事　務　局：木村 県民生活部長、小谷 県民生活部次長兼人権参事、
　　北 県民生活部総務課人権推進室長　外３名

４　議　題　　インターネット上の人権侵害等を防止することを目的とする条例の制定等について

５　主な意見

(1) 啓発について
・名誉毀損や悪質なデマは犯罪であり、厳罰の対象になるという啓発が重要。
・実際に処罰された例、処罰された加害者のその後の大変さ等を示す方法も良いと思う。
・匿名であれば何を言ってもいいと勘違いしている人が多い。
・ヘイトスピーチ等の啓発ポスターについて、役所等だけではなく、通勤通学ルートなど多くの目に触れやすいところで知らせることが効果的。
・条例を作ること自体にも啓発効果がある。

(2) 削除要請について
・集団に対する名誉毀損は、まだ十分な法的枠組みがないので、行政が率先してやるべき分野。
・個人に対する名誉毀損は、発信者情報開示から不法行為責任追及等の法的手段があるので、民民で解決を図るのが原則だと思う。
・個人に対する誹謗中傷が多いという立法事実と、不当差別を防止するという施策とがずれている印象がある。
・現在の情勢で、不当な差別対策を打ち出すことが得策なのか疑問。当事者の意見を聴く方が良いのではないか。
・「(大阪市ヘイトスピーチ条例のように）対策に特化した条例」と、「幅広い啓発等に取り組む条例」に分ける選択肢もある。一つの条例にすると、啓発は幅広く行うが削除要請は不当な差別だけが対象であるという点が理解されず、個人への誹謗中傷も削除してもらえると誤解を招くおそれがある。
・マスコミに出るような上級公務員への誹謗中傷等については、必ずしも迅速な対応が重要ではなく、第三者委員会の設置や、要件の厳格化も考えられる。
・削除要請については、件数の公表など、透明性の確保が必要と思われる。

(3) 行政指導について

・「明らかな差別や犯罪」以外の情報について行政指導することは、裁判も経ずに是非を判断する形となり、恣意的な運用がなされるリスクがある。
・被害者の声を伝えることで止まる人もいる。その点で、指導的なことは意味があると思う。

(4) 偽情報対策について

・災害時のデマ対策として、当該情報が虚偽であることを県のホームページなどで掲載したり、削除要請をプロバイダー側にしたりできると良いと思う。
・真実の情報にすぐにアクセスできる権限を持つ県が、確認した真実の情報を、拡散している偽情報の投稿にリンクを貼る等してデマであることを示すのは効果的だろう。

以上